

# 生活保護システム再構築に係る情報提供依頼(RFI)実施要領

## 1. 背景と目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、本市においても生活保護業務システムの標準準拠システムへの移行を計画しています。本件は、令和11年1月の本稼働を目標とする標準準拠システムへの円滑な移行に向け、今後の予算要求及び調達仕様の検討に必要な具体的な情報を得ることを目的として実施するものです。

## 2. 本市の方針

本市生活保護システムの標準準拠システムへの移行については、以下の方針に基づき実施するものです。

- ① 原則、各ベンダの提供するパッケージシステムのカスタマイズは行わない。ただし、業務上不可欠な他業務連携やEUC設定及び本庁一括処理の効率化については、各ベンダからの積極的な提案を求める。
- ② 帳票等については、業務上の要否について検討を実施したうえで、必要と判断したものを、EUCを活用して実現する。
- ③ 各福祉事務所も含めた京都市全体として生活保護業務の見直しを実施する。
- ④ 現行システムからの移行データについては、現行システム事業者と協力して、基本データリスト生活保護各論第3.0版形式（「MJ+」に対応したUTF-8）で提供する。

## 3. 情報提供依頼内容

以下の項目について、回答してください（様式不問）。既存の資料等を活用いただいても結構です。

### (1) 標準仕様書への実装状況

生活保護システム標準仕様書【第2.2版】に対する、貴社パッケージの実装状況についてご教示ください。（例：標準機能への準拠状況、標準オプション機能の実装状況、法改正等への追従方針など）

### (2) システムデモンストレーション及びヒアリングへのご協力

ご提案いただくパッケージについて、後日、個別のデモンストレーション及びヒアリングの実施をお願いしたいと考えております。本依頼へのご協力可否についてお知らせください。

なお、デモンストレーションでは、本市が現行システムとの差異（GAP）として認識している具体的な疑問点に対し、貴社パッケージでどのように対応できるのか、操作を交えてご説明いただくことを期待しております。（※疑問点のリストは、日程調整の際にあらためてご提示いたします。）

### (3) 導入スケジュール案と導入に係る概算費用について

令和 11 年 1 月の本稼働を厳守することを前提として、以下の情報をご提示ください。

#### ア 導入スケジュール案

契約から稼働までの主な工程と期間を示した、具体的なスケジュール案。本市が想定する R11.1 稼働に合わせたスケジュールの提示が RFI 回答期限までに困難である場合、提出見込み時期を回答ください。

#### イ 導入に係る概算費用

予算要求の根拠とするため、本市の予算科目に合わせて、以下の 2 つの費用をそれぞれ分けてご提示ください。RFI 回答期日までに算出が困難である場合、概算見積書提出見込み時期を回答ください。

- ① システム導入に係る費用 : (パッケージ導入費、データ移行費、各種設定支援費など、②を除く導入までに要する費用の概算総額)
- ② ガバメントクラウド利用料 : (開発・構築・テスト期間中など、本稼働までに要するガバメントクラウドの利用料の概算総額)

## 4. 提出書類

上記「3. 情報提供依頼内容」の各項目について、資料のご提供及びご回答を提出ください。提出にあたっては、会社名、ご担当者様連絡先を明示ください。

## 5. 実施スケジュール

### (1) 質問受付

受付期間 : 令和 8 年 6 月 10 日 (水) ~ 令和 8 年 6 月 17 日 (水) 午後 5 時

提出方法 : メールにて、下記担当までお送りください。

送付先 : 京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室

(chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp)

件名 : 【生活保護 RFI 質問】(貴社名)

### (2) 質問への回答

いただいたご質問への回答は、随時質問者様へ回答いたします。

### (3) 情報提供書の提出

提出期限 : 令和 8 年 6 月 26 日 (金) 午後 5 時

提出方法 : 上記送付先へメールでお送りください。

件名 : 【生活保護 RFI 回答】(貴社名)

## 6. その他

- (1) 本 RFI の参加及び資料作成に要する費用は、情報提供者様の負担でお願いいたします。
- (2) ご提供いただいた資料は、今後の本市の予算要求及び移行計画の策定に活用させていただきます。
- (3) 本 RFI は今後の調達仕様検討を目的とするものであり、実際の調達における評価等に直接影響を与えるものではありません。
- (4) ご提供いただいた情報は本市の内部検討にのみ利用し、情報提供者様の許可なく第三者に開示いたしません。(ただし、本市の調達支援業務を受託し、本市と秘密保持契約を締結したコンサルティング事業者等に共有する場合があります。)
- (5) ご提出いただいた内容に基づき、後日、個別のヒアリング及びシステムデモンストレーションの実施を調整させていただきますので、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

以上